

やまと芸術文化ホール条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、芸術文化ホールの設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

【解説】

- ・やまと芸術文化ホール条例を制定する趣旨を定めています。
- ・芸術文化ホールの設置や管理等必要な事項を、この条例によって定めることを示しています。

(設置)

第2条 大和市文化芸術振興条例（平成21年大和市条例第26号）第2条に規定する基本理念にのっとり、本市の文化芸術を振興するため、芸術文化ホールを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 やまと芸術文化ホール
- (2) 位置 大和市大和南一丁目8番1号

【解説】

- ・芸術文化ホールの設置の目的、名称、位置について定めています。
- ・芸術文化ホールは、本市の文化芸術を振興するための施設として、大和市大和南一丁目8番1号に設けられる大和市文化創造拠点の中に設置されます。
- ・基本理念の内容については、大和市文化芸術振興条例（第2条）で定めています。

[参考] 大和市文化芸術振興条例（第2条）

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性を尊重するものとする。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力し、連携するものとする。

(事業)

第3条 芸術文化ホールは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 文化芸術に関する公演、講座、館外活動等の企画及び実施に関すること。
- (2) 文化芸術に関する公演等のための施設の提供に関すること。
- (3) 文化芸術に関する情報の収集、提供その他支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、芸術文化ホールの設置目的を達成するために必要な事業

【解説】

- ・芸術文化ホールで行われる事業について定めた規定です。
 - 文化芸術の素晴らしさを伝えるための公演、講座、館外活動等を行います。
 - 市民、団体等に対して、施設の提供を行う貸館事業を実施します。
 - 文化芸術に関する情報を収集し、それらを機関誌やホームページ等で提供する事業を行います。
 - その他、やまと芸術文化ホールの設置目的に沿う事業を行います。

(指定管理者による管理)

第4条 芸術文化ホールの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者の指定等について必要な事項は、大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第11号。次条において「文化創造拠点条例」という。）で定める。

【解説】

- ・芸術文化ホールの管理主体について定めたものです。
- ・芸術文化ホールの管理は、指定管理者に行わせることとし、その指定等についての必要な事項は、大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（文化創造拠点条例）で定めることとしています。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 芸術文化ホールの利用の承認に関する業務
- (3) 芸術文化ホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 芸術文化ホールの施設及び附属設備等（以下「施設等」という。）の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、芸術文化ホールの管理上、市長が必要と認める業務

2 指定管理者は、前項に掲げる業務を行うに当たっては、文化創造拠点条例第2条に規定する構成施設間の積極的な連携及び機能の融合を図るものとする。

【解説】

- ・指定管理者が行う業務を定めた規定です。
- ・第3条各号に掲げた事業に係る業務のほか、施設利用の承認や利用料金の徴収等に関する業務、施設等の維持及び修繕に関する業務などを定めています。
- ・文化創造拠点は、芸術文化ホール、図書館、生涯学習センター、屋内子ども広場などの複数の機能から成る施設であり、複合化による相乗効果を最大限に発揮し、施設全体を効率的、効果的に管理運営する観点から第2項が定められています。

(開館時間)

第6条 芸術文化ホールの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、芸術文化ホールの駐車場及び駐輪場（以下「駐車場等」という。）に自動車、自転車等を入場させ、又は駐車場等から自動車、自転車等を出場させることができる時間（以下「入出場可能時間」という。）は、午前8時15分から午後10時30分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間及び入出場可能時間を変更することができる。

【解説】

- ・芸術文化ホールの開館時間は午前9時から午後10時まで、駐車場及び駐輪場の入出場可能時間は午前8時15分から午後10時30分としています。
- ・第3項では、準備や片付けに多くの時間を要する大規模公演等にも対応できるよう、指定管理者が開館時間等を変更することができることを定めています。

(休館日)

第7条 芸術文化ホールの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、駐車場等の休館日は、1月1日及び12月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

【解説】

- ・芸術文化ホールの休館日は、年末年始としています。
- ・駐車場等の休館日は、図書館と屋内子ども広場の休館日にあわせ、1月1日及び12月31日としています。
- ・施設のメンテナンスや年末年始のイベント等、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができることを定めています。

(利用の承認)

第8条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、ホール施設又はギャラリー施設を利用しようとするときは、規則に定める期間内に、利用計画書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、芸術文化ホールの管理上必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。

【解説】

- ・芸術文化ホールでは、メインホール、サブホール、ギャラリー、マルチスペース、楽屋とこれらの施設に附属する設備や備品を利用することができます。
- ・施設及び附属設備等を利用する場合は、施行規則第5条第1項に規定する利用承認申請書を事前に提出し、指定管理者の承認を受けなければなりません。また、メインホール、サブホール、ギャラリーを利用する場合は、利用者、企画内容の確認のため、施設利用承認申請書に加え、「利用計画書」を提出しなければならないことを定めています。
- ・第3項では、指定管理者は承認に際し、管理上必要な条件を付することができることを規定しています。
- ・利用の承認に係る詳細な内容については、規則（第5条～第7条、別表第1）で定めています。

[参考] やまと芸術文化ホール条例施行規則（第5条～第7条、別表第1）

(利用承認の申請)

第5条 条例第8条第1項の規定によりホール等の利用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、やまと芸術文化ホール施設利用承認申請書（以下「施設利用承認申請書」という。）及びやまと芸術文化ホール設備等利用承認申請書（以下「設備等利用承認申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の場合において必要があると認めるときは、申請者に必要な書類の提出を求めることができる。

3 条例第8条第2項に規定する利用計画書は、やまと芸術文化ホール利用計画書（以下「利用計画書」という。）とする。

(施設利用承認申請書等の受付)

第6条 施設利用承認申請書及び利用計画書は、別表第1に定める期間(以下「受付期間」という。)に提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

- 2 設備等利用承認申請書は、当該設備等を利用する日までに提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、受付期間外においても施設利用承認申請書及び利用計画書を提出することができる。
 - (1) 指定管理者が条例第3条第1号に掲げる事業等のために利用するとき。
 - (2) 市が主催又は共催する事業等のために利用するとき。
 - (3) 公益性のある全国又は県単位の催し等で利用する場合で、第1項に定める期間前に利用の申請をしなければその開催に大きな支障があると市長が認めるとき。
 - (4) 文化芸術の振興に寄与する活動であると市長が認めるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に特に寄与するものであると指定管理者が認めるとき。
- 4 指定管理者は、条例第9条各号に掲げる利用の不承認の事由に該当するものを除き、ホール施設及びギャラリー施設においては、利用計画書を受け付けた順序により利用する候補者を決定するものとする。ただし、別表第1に規定する利用計画書の受付期間のうち第1期の期間にホール施設又はギャラリー施設の利用計画書を受け付けた場合は、同時に受け付けたものと見なし、同一日時に利用しようとする者が2以上いるときは、協議又は抽選により利用する候補者を決定するものとする。
- 5 別表第1に規定する施設利用承認申請書の受付期間のうち第1期の期間の初日の受付開始時にマルチスペース施設を同一日時に利用しようとする者が2以上いるときは、協議又は抽選により利用する候補者を決定するものとする。

(利用承認の通知)

第7条 指定管理者は、条例第8条第1項の規定により利用の承認をするときは、やまと芸術文化ホール施設利用承認書(以下「施設利用承認書」という。)及びやまと芸術文化ホール設備等利用承認書(以下「設備等利用承認書」という。)により申請者に通知するものとする。承認しないときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

別表第1 (第6条関係)

使用区分		利用計画書の受付期間	施設利用承認申請書の受付期間
ホール施設 ギャラリー施設	文化芸術関連の催しを実施する市内団体等	第1期 利用月の12月前の月の初日から同月の10日まで	第1期 利用月の11月前の月の初日から同月の7日まで
	上記以外の者	第2期 利用月の11月前の月の8日から利用日の30日前の日まで。ただし、練習の目的でホールを利用する場合に限り、利用日の前日まで	第2期 利用月の11月前の月の8日から利用日の30日前の日まで。ただし、練習の目的でホールを利用する場合に限り、利用日の前日まで
マルチスペース施設	文化芸術関連の催しを実施する市内団体等		第1期 利用月の6月前の月の初日から利用日の前日まで
	上記以外の者		第2期 利用月の5月前の月の初日から利用日の前日まで
楽屋施設			利用日の29日前から利用日の前日まで

備考

- 1 「市内団体等」とは、市内に在住、在勤若しくは在学している者、構成員の2分の1以上が市内に在住、在勤若しくは在学している団体又は市内に所在地を有する文化芸術の振興を目的とした法人をいう。
- 2 「利用月」とは、利用目的の主とする利用日の属する月をいう。ただし、利用目的の主とする利用日が連続して2日以上ある場合は、それらの日のうち最も早い日の属する月を利用月とする。
- 3 受付期間の初日が休館日である場合は、その日以後で直近の休館日でない日を受付期間の初日とする。
- 4 受付期間の末日が休館日である場合は、その日以前で直近の休館日でない日を受付期間の末日とする。
- 5 マルチスペース施設をホール施設又はギャラリー施設と併用して利用する場合の受付期間は、ホール施設及びギャラリー施設の受付期間と同じとする。
- 6 楽屋施設をホール施設と併用して利用する場合の受付期間は、ホール施設の受付期間と同じとする。

(利用の不承認)

第9条 指定管理者は、施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 葬儀、告別式等に利用するとき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、芸術文化ホールの管理上支障があると認めるとき。

【解説】

- ・利用の申請にあたり、指定管理者は、申請者が(1)から(5)までのいずれかに該当するときは、利用承認をしないことを定めています。具体的には、次のようなケースが該当します。
 - 建物又は設備を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - 指定暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体又は組織の利益になると認められるとき。
 - 危険物を持ち込むおそれがあるとき。
 - 騒音、臭気、火気等を発生させることにより、施設内の利用者若しくは施設周辺住民の人体に危険を及ぼし、又はそれらの人々の財産を損傷するおそれがあるとき。
 - 施設の設置目的から著しく逸脱した利用目的であるとき。
 - 葬儀、告別式又は宗教上の儀式若しくは式典その他これらに類する行事を行うために施設を利用するとき。
 - 犯罪を行うおそれがあるとき。
 - 過去の利用実績において、条例や規則若しくは施設の利用上の遵守事項に違反し、又は管理上の指示に従わなかった者が申請した場合において、再度同じ行為を繰り返すおそれがあるとき。
 - その他上記のケースに準ずると認められるとき。

(利用の取消し又は変更の承認)

- 第10条 第8条第1項の規定により利用の承認を受けた者が、当該承認を受けた事項を取り消し、又は変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による利用の変更の承認については、第8条第2項及び第3項並びに前条の規定を準用する。

【解説】

- ・利用の承認を受けた者が、当該承認を受けた事項を取り消し、又は変更しようとする場合は、事前に指定管理者に承認を受けなければならないことを定めています。
- ・また、メインホール、サブホール、ギャラリーの利用の変更の承認にあたっては、改めて利用計画書を提出しなければならないこと、指定管理者が管理上必要な条件を付すことができることを定めています。
- ・利用の取消し、変更に係る詳細な内容については、規則（第8条）で定めています。

[参考] やまと芸術文化ホール条例施行規則（第8条）

(利用の取消し又は変更の承認の申請等)

- 第8条 条例第10条第1項の規定により利用の取消し又は変更の承認を受けようとする者（以下「取消等申請者」という。）は、やまと芸術文化ホール利用取消・変更承認申請書（以下「取消等承認申請書」という。）を指定管理者が定める期限までに提出しなければならない。
- 2 取消等申請者は、取消等承認申請書の提出にあたっては、当該取消し又は変更に係る施設利用承認書及び設備等利用承認書を提示しなければならない。
- 3 指定管理者は、条例第10条第1項の規定により利用の取消し又は変更の承認をしたときは、やまと芸術文化ホール利用取消・変更承認書（以下「取消等承認書」という。）により取消等申請者に通知するものとし、承認しないときは、その旨を取消等申請者に通知しなければならない。
- 4 取消等申請者は、利用の取消し又は変更の承認に伴い、施設利用料金に不足額その他支払いを要する利用料金があるときは、指定管理者が指定する期限までに当該利用料金を支払わなければならない。

(利用の承認の取消し等)

- 第11条 指定管理者は、第8条第1項の規定により利用の承認を受けた者及び前条第1項の規定により利用の変更の承認を受けた者（以下「利用者」と総称する。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認等を取り消し、若しくは変更し、又は利用を中止させることができる。この場合において、利用者に損害が生じてもその責任を負わない。
- (1) 偽りその他不正な行為により利用の承認等を受けたとき。
 - (2) 第8条第3項に規定する条件に違反したとき。
 - (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (4) 第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (5) 災害その他避けることのできない理由により利用できなくなったとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない理由により、指定管理者が特に必要があると認めたとき。

【解説】

- ・指定管理者は、申請者に利用の承認をした後に、申請者が(1)から(6)までのいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消したり、利用を中止若しくは変更させたりすることができることを定めています。
- ・また、これにより、利用者に損害が生じてもその責任を負わないことを定めています。
- ・利用の承認の取消等の事由に該当するケースは、次のような内容が考えられます。
 - 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。
 - 施設等の利用承認に際し付した条件に違反したとき。
 - この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - 利用者が第9条の利用の不承認の事由に該当することが判明したとき。
 - 地震、火災、事件、事故などのほか、市が緊急に施設の利用を必要とする事態が生じたとき。
 - その他上記のケースに準ずると認められるとき。

(ホール等の利用料金)

第12条 芸術文化ホールの施設及び附属設備等（駐車場等を除く。以下「ホール等」という。）の利用者は、利用料金を指定管理者に対して利用の前に支払わなければならない。ただし、規則で定める場合は、利用の後に支払うことができる。

2 ホール等の利用料金は、別表第1に掲げる金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 市長は、指定管理者にホール等の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

【解説】

- ・芸術文化ホールの利用料金に関する事項を定めた規定です。
- ・芸術文化ホールの施設及び附属設備等の利用料金は、指定管理者に対して利用の前に支払わなければならないことを基本とし、その額は、条例別表第1に掲げる金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることを規定しています。
- ・また、利用料金は、指定管理者の収入として収受させることを定めています。
- ・例外的に後納することができる利用料金は、規則（第12条）で定めています。

[参考] やまと芸術文化ホール条例施行規則（第12条）

(利用料金の後納)

第12条 条例第12条第1項ただし書きの規定により後納することができる利用料金は、次のとおりとする。この場合において、利用者は、指定管理者が指定する期限までに利用料金を支払わなければならない。

- (1) 国又は他の地方公共団体が利用するときの施設利用料金
- (2) 設備等の利用料金
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めた利用料金

(駐車場等の利用料金)

第13条 駐車場等の利用者は、利用料金を指定管理者に対して利用の後に直ちに精算し、支払わなければならない。

2 駐車場等の利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 市長は、指定管理者に駐車場等の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

【解説】

- ・ 駐車場等の利用料金に関する事項を定めた規定です。
- ・ 駐車場及び駐輪場の利用料金は、駐車場及び駐輪場の利用後、その場で現金で支払うこととなります。その額については、条例別表第2に掲げる金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることを規定しています。
- ・ 駐車場等の利用料金も、ホール等の利用料金と同様、指定管理者の収入として収受させることを定めています。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、第12条第1項及び前条第1項の利用料金を減免することができる。

【解説】

- ・ 指定管理者は、ホール、駐車場等の利用料金の減免ができることを定めた規定です。
- ・ 利用料金の減免をする場合及び減免額は、規則（別表第3）において次のように定めています。

[参考] やまと芸術文化ホール条例施行規則（別表第3）

別表第3（第13条関係）

1 ホール等の利用料金の減免

減免をする場合	減免額
指定管理者が条例第3条第1号に掲げる事業等のために利用するとき。	利用料金の全額
市が主催又は共催する事業等のために利用するとき。	利用料金の全額
国又は地方公共団体が主催する事業等のために利用するとき。	利用料金に50パーセントの割合を乗じて得た額
公共的団体が主催する事業等のために利用するとき。	利用料金に50パーセントの割合を乗じて得た額
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が主催する事業等のために利用するとき。	利用料金に50パーセントの割合を乗じて得た額
文化芸術振興に寄与する活動であると市長が認めたとき。	利用料金に50パーセントの割合を乗じて得た額
その他文化芸術の振興に特に寄与するものであると指定管理者が認めたとき。	指定管理者が定める額

備考 この表により算出して得た利用料金の減免額に10円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

2 駐車場等の利用料金の減免

減免をする場合	減免額
大和文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第11号）第2条に掲げる公の施設の指定管理者が、その業務の範囲において利用するとき。	利用料金の全額
市が主催又は共催する事業等のため、その業務の範囲において利用するとき。	利用料金の全額

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びそれらの介護者が利用するとき。	利用料金の全額
その他指定管理者が特に必要があると認めたとき。	指定管理者が定める額

備考 この表により算出して得た利用料金の減免額に10円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

<p>（利用料金の還付）</p> <p>第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。</p>

【解説】

- ・利用料金の還付について定めたもので、既納の利用料金は還付しないことを規定しています。
- ・ただし、指定管理者は、規則で定められている要件に該当する場合は全部又は一部を還付することが可能であることも規定しています。
- ・利用料金の還付をする場合及び還付額は、規則（別表第4）において次のように定めています。

[参考] やまと芸術文化ホール条例施行規則（別表第4）

別表第4（第14条関係）

還付をする場合	還付額
災害その他利用者の責めに帰すことができない理由により利用することができなくなったとき。	利用料金の全額
ホール施設又はギャラリー施設の利用者が、利用月の6月前の末日までに指定管理者に取消等承認申請書を提出し、利用の取消しの承認を受けたとき。	利用料金に80パーセントの割合を乗じて得た額
ホール施設又はギャラリー施設の利用者が、利用月の2月前の末日までに指定管理者に取消等承認申請書を提出し、利用の取消しの承認を受けたとき。	利用料金に50パーセントの割合を乗じて得た額
マルチスペース施設の利用者が、利用月の4月前の末日までに指定管理者に取消等承認申請書を提出し、利用の取消しの承認を受けたとき。	利用料金に80パーセントの割合を乗じて得た額
マルチスペース施設の利用者が、利用月の2月前の末日までに指定管理者に取消等承認申請書を提出し、利用の取消しの承認を受けたとき。	利用料金に50パーセントの割合を乗じて得た額
その他指定管理者が特に必要があると認めたとき。	指定管理者が定める額

備考

- 1 この表により算出して得た利用料金の還付額に10円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。
- 2 月の末日が休館日である場合は、その日以後で直近の休館日でない日を当該月の末日とみなす。

(入館の制限等)

第16条 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある者その他管理上支障があると認められる者に対し、芸術文化ホールへの入館を拒み、又は退館させることができる。

【解説】

- ・指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある者その他管理上支障があると認められる者の入館を拒否、又は退館させることができることを定めています。具体的には、次のようなケースに該当する者が対象となります。
 - 泥酔者、薬物中毒者等是非弁別能力又は行動制御能力が欠けた状態の者。
 - 建物又は設備を損傷又は滅失しようとする者。
 - 危険物を持ち込もうとする者。
 - 騒音、臭気、火気等を発生させることにより、施設内の利用者若しくは施設周辺住民の人体に危険を及ぼし、又はそれらの人々の財産を損傷するおそれがある者。
 - 指定管理者の指示に従わない者。
 - その他上記のケースに準ずると認められる者。

(特別な設備等の承認)

第17条 利用者は、芸術文化ホールに特別な設備及び装飾を施し、又は特別な設備等を搬入して利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

【解説】

- ・利用者は、大規模な音響機器や仮設能舞台など芸術文化ホールにはない特別な設備等を搬入して利用するときは、事前に指定管理者の承認を受けなければならないことを定めた規定です。

(目的外利用及び権利譲渡の禁止)

第18条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に芸術文化ホールを利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

【解説】

- ・利用者は、利用の承認を受けた目的外の利用、権利の譲渡、転貸をしてはならないことを定めた規定です。
- ・「利用の承認を受けた目的」とは、利用承認の申請に際して記載した目的を言います。
- ・利用者が目的外の利用及び権利譲渡等をした場合には、利用承認の取消要件となります。

(販売行為等の禁止)

第19条 芸術文化ホールにおいて、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

【解説】

- ・指定管理者の許可を受けたもの以外は、芸術文化ホールにおいて、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集などの行為をしてはならないことを定めています。
- ・指定管理者が許可する事項は、次のようなケースが該当します。
 - 公演、展示会に付随して行われる関連図書等の販売行為。
 - 被災者支援を目的とした寄附募集行為。

(原状回復義務)

第20条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。

第11条の規定により利用の中止を命じられたときも同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長又は指定管理者が利用者に代わってこれを執行することができる。この場合において、これに要した費用は利用者の負担とする。

【解説】

- ・利用者の原状回復義務を規定しています。
- ・芸術文化ホールの施設及び附属設備等の利用を終了したとき、指定管理者から利用の中止を命じられたときは、利用者は直ちに原状に復さなければなりません。
- ・利用者が施設、設備等を原状回復しなかったときは、利用者に代わって、市長又は指定管理者が執行することができます。ただし、原状回復にかかった費用は、利用者が負担することを定めています。

(損害賠償義務)

第21条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

【解説】

- ・施設等に与えた損害に対する利用者の賠償義務について定めています。
- ・故意又は過失により施設等を損傷、滅失したときは、利用者がその損害を賠償しなければならないことを定めています。ただし、やむを得ない特別の事情があると市長が認めたときは、この限りではありません。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・この条例を施行するにあたり、さらに必要な事項の制定について規定したものです。
- ・具体的には、「やまと芸術文化ホール条例施行規則」で定めます。

別表第1（第12条関係）

1 ホール施設利用料金の上限額

(1) 基本利用料金

区 分		午前	午後	夜間	1日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
メイン ホール	平日	22,900円	38,600円	52,800円	114,300円
	休日等	32,000円	54,900円	71,100円	158,000円
サブホ ール	平日	7,900円	11,600円	12,700円	32,200円
	休日等	10,400円	15,500円	16,600円	42,500円

備考 「休日等」とは、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

(2) 加算利用料金

ア 入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収するときの利用料金は、基本利用料金の額に次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、収益の確保その他これに類する目的（以下「営利目的」という。）のために利用しない場合であって、入場料等がメインホールにあつては3,000円未満、サブホールにあつては1,000円未満であるときは、適用しない。

区 分	1人当たりの入場料等の最高額	割合
メインホール	3,000円以上5,000円未満	150パーセント
	5,000円以上	200パーセント
サブホール	1,000円以上3,000円未満	150パーセント
	3,000円以上	200パーセント

イ 営利目的のために利用するときの利用料金は、基本利用料金の額に250パーセントの割合を乗じて得た額とする。この場合において、入場料等を徴収する場合であっても、アの規定は適用しない。

(3) 継続に係る利用料金

午前及び午後又は午後及び夜間の区分を継続して利用するときの利用料金（以下「継続に係る利用料金」という。）は、当該利用に係る区分の利用料金の合算額とする。

(4) 1階席のみを利用した公演等の利用料金

メインホールの1階席のみを利用するときの利用料金は、基本利用料金の額（加算利用料金が適用される場合には、加算利用料金の額）に70パーセントの割合を乗じて得た額とする。

(5) リハーサル、準備等のために利用するときの利用料金

利用目的の主とする利用日以外に、リハーサル、準備、撤収作業等として、メインホール及びサブホールを利用するときの利用料金は、基本利用料金の額（加算利用料金が適用される場合には、加算利用料金の額）に50パーセントの割合を乗じて得た額とする。

(6) 練習のために利用するときの利用料金

練習を目的として、利用日29日前から前日までにメインホール及びサブホールの利用の申込みがあったときの利用料金は、基本利用料金の額（加算利用料金が適用される場合には、加算利用料金の額）に30パーセントの割合を乗じて得た額とする。

(7) 延長等に係る利用料金

第6条第3項の規定により開館時間を同条第1項に規定する開館時間を超えて変更したときの当該変更に係るホール等の利用料金（以下「延長等に係る利用料金」という。）は、1時間につき、当該利用に係る1日の基本利用料金の額（加算利用料金が適用される場合には、加算利用料金の額）に10パーセントの割合を乗じて得た額とする。この場合において、利用者が利用の承認を受けた時間に1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とみなす。

(8) 利用料金の端数処理

第4号から前号までの規定により算出して得た利用料金の額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(9) 休館日を臨時に開館日としたときの利用料金

第7条第2項の規定により休館日を臨時に変更し、開館日とした場合、当該利用に係る利用料金は、休日等の区分の利用料金とする。

【解説】

- ・第12条に規定するホール等の利用料金のうち、メインホール、サブホールの施設利用料金について規定しています。
- ・(1)の基本利用料金は、午前、午後、夜間、1日の区分で設定されており、平日、休日等の上限額は、表のとおりとなっています。実際の利用料金は、この上限額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。
- ・(2)は、利用料金の加算について定めています。アでは、メインホール、サブホールで入場料の徴収を行う催しについては、表に掲げる割合を乗じて得た額となることを規定しています。ただし、営利目的のために利用しない場合にあつて、入場料等がメインホールにあつては3,000円、サブホールにあつては、1,000円未満であるときは加算しないことを定めています。イでは、営利目的のために利用する場合は、基本利用料金に250パーセントの割合を乗じて得た額となることを規定し、この場合は、入場料を徴収するとしても、アの規定は適用しないことを定めています。
「営利目的」とは、収益を前提として参加費又はこれに準ずるものを徴収するもの、将来的に企業等の収益確保につながるものであり、具体的には、会社説明会、入社試験、企業の勉強会、企業が顧客に対して開催するイベントなどが該当します。
- ・(3)では、午前及び午後又は午後及び夜間の区分を継続して利用するときの利用料金は、当該利用に係る区分の利用料金の合算額となることを規定しています。
- ・(4)では、メインホールの1階席のみを利用するときの利用料金は、基本利用料金の額（加算がある場合は加算額）に70パーセントの割合を乗じて得た額となることを定めています。
- ・(5)では、利用目的の主とする利用日以外に、リハーサル、準備、撤収作業等として、メインホール及びサブホールを利用するときの利用料金は、基本利用料金の額（加算がある場合は加算額）に50パーセントの割合を乗じて得た額となることを定めています。
- ・(6)では、練習を目的として、利用日29日前から前日までにメインホール及びサブホールの利用の申込みがあつたときの利用料金は、基本利用料金の額（加算がある場合は加算額）に30パーセントの割合を乗じて得た額となることを定めています。
- ・(7)では、芸術文化ホールの開館時間（午前9時～午後10時）以外でメインホール、サブホールを利用した場合の料金について定めています。その場合の利用料金は、1時間につき、当該利用に係る1日の基本利用料金の額（加算がある場合は加算額）に10パーセントの割合を乗じて得た額となることを規定しています。なお、この場合において、例えば、利用者が1時間30分の利用をした場合は、2時間の利用料金を徴収することを定めています。

- ・(8)では、利用料金の端数処理について定めています。(4)から(7)までの規定により算出して得た利用料金の額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てることを規定しています。
- ・(9)では、芸術文化ホールの休館日(1月1日～3日及び12月29日～31日)を開館日とした場合のメインホール、サブホールの利用料金について定めています。その場合の利用料金は、休日等の区分の利用料金となることを規定しています。

2 ギャラリー施設利用料金の上限額

(1) 基本利用料金

区 分	午前9時から午後10時まで
ギャラリー	19,000円

(2) 加算利用料金

ア 入場料等を徴収するときの利用料金は、基本利用料金の額に次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

1人当たりの入場料等の最高額	割合
1,000円未満	150パーセント
1,000円以上	200パーセント

イ 利用者が、営利目的のために利用するときの利用料金は、前項第2号イの規定を準用する。

(3) 半面のみを利用する場合の利用料金

ギャラリーの半面のみを利用する場合の利用料金は、基本利用料金の額(加算利用料金が適用される場合には、加算利用料金の額)に50パーセントの割合を乗じて得た額とする。

(4) 延長等に係る利用料金

延長等に係る利用料金については、前項第7号の規定を準用する。

(5) 利用料金の端数処理

前2号の規定により算出して得た利用料金の額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

【解説】

- ・第12条に規定するホール等の利用料金のうち、ギャラリーの施設利用料金について規定しています。
- ・(1)の基本利用料金は、1日の区分による設定となっており、その上限額は表のとおりとなっています。実際の利用料金は、この上限額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。
- ・(2)は、利用料金の加算について定めています。アでは、入場料の徴収を行う催しについては、表に掲げる割合を乗じて得た額となることを規定しています。
イでは、営利目的のために利用する場合は、基本利用料金に250パーセントの割合を乗じて得た額となることを規定し、この場合は、入場料を徴収するとしても、アの規定は適用しないことを定めています。
- ・(3)では、ギャラリーを可動式パネルで分割し、半面のみ利用する場合の利用料金を定めています。その場合の利用料金は、基本利用料金の額(加算がある場合は加算額)に50パーセントの割合を乗じて得た額となることを規定しています。
- ・(4)では、芸術文化ホールの開館時間(午前9時～午後10時)以外でギャラリーを利用した場合の料金について定めています。その場合の利用料金は、メインホール、サブホールのときと同様、1時間につき、当該利用に係る1日の基本利用料金の額(加算がある場合は加算額)に10パーセントの割合を乗じて得た額となることを規定しています。

- ・(5)では、利用料金の端数処理について定めています。(3)及び(4)の規定により算出して得た利用料金の額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てることを規定しています。

3 楽屋施設利用料金の上限額

(1) 基本利用料金

区分	午前	午後	夜間	1日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
楽屋1	500円	700円	800円	2,000円
楽屋2	500円	700円	800円	2,000円
楽屋3	800円	1,000円	1,100円	2,900円
楽屋4	800円	1,000円	1,100円	2,900円
楽屋5	2,100円	2,700円	2,900円	7,700円
楽屋6	500円	700円	800円	2,000円
楽屋7	900円	1,200円	1,300円	3,400円

(2) 継続に係る利用料金

継続に係る利用料金については、第1項第3号の規定を準用する。

(3) 延長等に係る利用料金

延長等に係る利用料金については、第1項第7号の規定を準用する。

(4) 利用料金の端数処理

前号の規定により算出して得た利用料金の額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

【解説】

- ・第12条に規定するホール等の利用料金のうち、楽屋の施設利用料金について規定しています。
- ・(1)の基本利用料金は、午前、午後、夜間、1日の区分で設定されており、その上限額は表のとおりとなっています。実際の利用料金は、この上限額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。
- ・(2)では、午前及び午後又は午後及び夜間の区分を継続して利用するときの利用料金は、当該利用に係る区分の利用料金の合算額とすることを規定しています。
- ・(3)では、芸術文化ホールの開館時間（午前9時～午後10時）以外で楽屋を利用した場合の料金について定めています。その場合の利用料金は、1時間につき、当該利用に係る1日の基本利用料金の額（加算がある場合は加算額）に10パーセントの割合を乗じて得た額となることを規定しています。
- ・(4)では、利用料金の端数処理について定めています。(3)の規定により算出して得た利用料金の額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てることを規定しています。

4 マルチスペース施設利用料金の上限額

(1) 基本利用料金

区分	午前	午後	夜間	1日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
マルチスペース	3,800円	5,400円	6,400円	15,600円

(2) 加算利用料金

利用者が、営利目的のために利用するときの利用料金は、基本利用料金の額に250パーセントの割合を乗じて得た額とする。

(3) 半面のみを利用する場合の利用料金

マルチスペースの半面のみを利用する場合の利用料金は、第2項第3号の規定を準用する。
この場合において、同号中「ギャラリー」とあるのは、「マルチスペース」と読み替えるものとする。

(4) 継続に係る利用料金

継続に係る利用料金については、第1項第3号の規定を準用する。

(5) 延長等に係る利用料金

延長等に係る利用料金については、第1項第7号の規定を準用する。

【解説】

- ・第12条に規定するホール等の利用料金のうち、マルチスペースの施設利用料金について規定しています。
- ・(1)の基本利用料金は、午前、午後、夜間、1日の区分で設定されており、その上限額は表のとおりとなっています。実際の利用料金は、この上限額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。
- ・(2)は、利用料金の加算について定めています。営利目的のために利用する場合は、基本利用料金に250パーセントの割合を乗じて得た額となることを規定しています。
- ・(3)では、マルチスペースを可動式パネルで分割し、半面のみ利用する場合の利用料金を定めています。その場合の利用料金は、基本利用料金の額（加算がある場合は加算額）に50パーセントの割合を乗じて得た額となることを規定しています。
- ・(4)では、午前及び午後又は午後及び夜間の区分を継続して利用するときの利用料金は、当該利用に係る区分の利用料金の合算額とすることを規定しています。
- ・(5)では、芸術文化ホールの開館時間（午前9時～午後10時）以外でマルチスペースを利用した場合の料金について定めています。その場合の利用料金は、1時間につき、当該利用に係る1日の基本利用料金の額（加算がある場合は加算額）に10パーセントの割合を乗じて得た額となることを規定しています。
- ・(6)では、利用料金の端数処理について定めています。(5)の規定により算出して得た利用料金の額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てることを規定しています。

5 附属設備及び備品利用料金の上限額

(1) 基本利用料金

種別	単位	利用料金
舞台関係設備及び備品	1日、各品目の単位（1式、1台、1枚等の単位をいう。以下同じ。）につき	30,000円
照明関係設備及び備品	1日、各品目の単位につき	90,000円
音響関係設備及び備品	1日、各品目の単位につき	15,000円
映写設備及び備品	1日、各品目の単位につき	36,000円
楽器	1日、各品目の単位につき	30,000円
展示関係設備及び備品	1日、各品目の単位につき	2,000円
その他設備及び備品	1日、各品目の単位につき	1,000円

(2) 延長等に係る利用料金

延長等に係る利用料金については、第1項第7号の規定を準用する。

【解説】

- ・第12条に規定するホール等の利用料金のうち、附属設備及び備品の利用料金について規定しています。
- ・(1)の基本利用料金は、附属設備及び備品を7種類に分類し、表のとおりそれぞれの上限額を設けています。附属設備、備品の個々の利用料金は、この上限額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。
- ・(2)では、芸術文化ホールの開館時間（午前9時～午後10時）以外で附属設備及び備品を利用した場合の料金について定めています。その場合の利用料金は、1時間につき、当該利用に係る1日の基本利用料金の額（加算がある場合は加算額）に10パーセントの割合を乗じて得た額となることを規定しています。

別表第2（第13条関係）

駐車場等利用料金の上限額

区分		金額	1日1回の上限
駐車場	普通車	30分までごとに200円	1,000円
	二輪自動車及び 原動機付自転車	240分までごとに100円	300円
駐輪場	自転車	360分までごとに100円	200円

備考

- 1 入出場可能時間内に駐車場等から自動車、自転車等を出場させていないため1回の駐車時間が2日以上にわたるときの駐車場等の利用料金は、次に掲げる額を合計した額とする。
 - (1) 入出場可能時間内の駐車場等の利用料金を1日ごとに算定した額
 - (2) 入出場可能時間を超過するごとに、駐車場においては、普通車1,000円、二輪自動車及び原動機付自転車300円、駐輪場においては200円
- 2 この表において、「普通車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって、二輪自動車又は乗車定員11人以上の自動車でないものをいう。

【解説】

- ・第13条に規定する駐車場等の利用料金について規定したものです。
- ・駐車場及び駐輪場の利用料金の上限額は、表のとおりとなっています。実際の利用料金は、この上限額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。
- ・1回の駐車時間が2日以上にわたるときの駐車場等の利用料金は、入出場可能時間内の駐車場等の利用料金を1日ごとに算定した額と入出場可能時間を超過した額を合計した額となることを定めています。